

平成27年度
筑波大学法科大学院
[ビジネス科学研究科法曹専攻]
法学既修者コース 入学試験

法律科目論文試験問題（公法）

（60分）

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に受験番号と氏名を記入し、答案用紙に受験番号を記入してください。
- 2) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 3) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて2枚であることを確認してください。
- 4) 答案は横書きとし、筆記用具は鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。消しゴムを使用することができます。
- 5) 配付された六法に、書き込み等はしないでください。
- 6) 下書きは答案構成用紙又は問題冊子の余白、裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

公法（憲法）（配点100点）

【第1問】（70点）

以下の〔事案〕に含まれる憲法問題につき、最高裁判所の判断枠組みに照らした場合、いかに判断されるべきか。

〔事案〕

C市内に所在するS神社（以下「本件神社」という。）は、古来からその存在が知られており、全国に多数存在する同名の神社の総社である。本件神社では「御鎮座二千年」を記念して「大祭」（以下「本件大祭」という。）を斎行（神社の行事を行うこと）することとなり、本件大祭に係る諸事業の奉賛（社寺の行事を賛助すること）を目的として、「S神社御鎮座二千年大祭奉賛会」（以下「奉賛会」という。）が発足した。奉賛会は本件神社とは別の法人であるが、奉賛会の規約では、上記目的が掲げられ、さらに事業内容としては、本件大祭の斎行、本件神社諸施設の工事等が挙げられていた。また奉賛会の会長は本件神社の氏子代表であり、本件神社の宮司をはじめとする職員及び本件神社氏子が、奉賛会の役員を務めている。

本件神社はC市観光の目玉である。C市では本件大祭を機に多数の観光客が訪れることによる地元経済への効果を期待していた。201*年6月、C市内の一般施設「Hホテル」で行われた奉賛会の発会式に、C市長Yは来賓として招かれた。もともと本件神社の門前町として生成、発展してきたC市の長として本件神社に敬意を表し、さらに発会式に多数集まる地元観光関係者との関係を深めておこうという目的の下、Yは発会式に参列し、祝辞を述べた。発会式の次第は、開会の辞、会長挨拶、来賓祝辞、役員紹介、来賓紹介、事業計画説明、宮司御礼の詞、乾杯及び挨拶、閉会の辞というものであり、奉賛会構成員約10名の他、地元関係者約80名が出席し、約40分ほどで終了した。

【第2問】（30点）

国会の予算修正権について論じなさい。